〇総務省告示第二百四十八号

無 第 び 線 第 無 号 線 ア 七 設 ク 口 項 並 備 セ ス び 第 規 に 則 シ 兀 + ス 别 亚 テ 表 九 Δ 第 条 成 三 \mathcal{O} \mathcal{O} 号 無 + 線 + 五 45 局 年 九 \mathcal{O} 規 第 電 \mathcal{O} 無 定 波 線 監 に 項 設 基 第 理 備 づ 委 き、 号 員 \mathcal{O} 会 技 口 術 規 平 及 的 成 則 U 条 第 ハ 件 ++ 並 を 八 兀 び 号) 次 に 年 第 総 \mathcal{O} 第 ょ 七 務 う 省 項 兀 に 告 + 定 第 九 示 \otimes 第 条 兀 兀 + \mathcal{O} る 件 百 九 + 三 条 + \mathcal{O} \mathcal{O} 八 第 五. 号 + 部 項 を 九 広 第 次 \mathcal{O} 帯 \mathcal{O} ょ 号 第 域 う 移 口 に 動 項 及

令和二年八月二十七日

改

正

す

る

総務大臣 高市 早苗

規 定 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 傍 表 線 に を ょ り、 付 L た 改 部 正 分 前 \bigcirc 欄 ょ 12 う 掲 12 げ る 改 規 \Diamond 定 改 \mathcal{O} 傍 正 後 線 欄 を に 付 掲 し げ た る 部 そ 分 を \bigcirc 標 記 れ 部 に 分 順 に ニ 次 対 重 応 す 傍 線 る を 改 付 IE. L 後 た 欄 規 に 定 撂 げ) 以 る

下

対

象

規

定

__

لح

7

う。

は、

ک

れ

を

加

え

る。

改 正	後		改正前
[一略]		□ 同上]	
式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備 二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方 二	緑設備割・シングルキャリア周波数分割多元接続方割・シングルキャリア周波数分割多元接続方	二 [同上]	
[1 { 4 略]		「1 ~ 4 同上」	
外	は、次のとおりであること。	-	
(一 基地局の送信装置		(一) 同上	
チャネル間隔 搬送波の周波数からの差	伝の 任意の一型の帯域幅における平均電力	チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の 任意の一脳の帯域幅における平均電力
周波数の絶対値			周波数の絶対値
[略]		同上	
[略]		[同上]	
[略] [略]	(二) 一三デシベル以下	[同上]	[同上] (二) 二二デシベル以下
[略]	(二) 一三デシベル以下	[同上]	[同上] (二) 二二デシベル以下
[注 略]		[注 同上]	
[二・三 医]		(三) (三) 同上	
6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、	谷値は、次のとおりであること。	6 [同上]	
一 基地局の送信設備		(一) 同上	
周波数	不要発射の強度の許容値	周波数	不要発射の強度の許容値
[略]		同上	
[略]		[同上]	
[略]		[同十]	
[略]		同上	
[略]		同上	
「略」 「以下の値」 任意の一班の帯域短	の帯域幅における平均電力が(二)一三デシベル	[同上]	以下の値 任意の一脳の帯域幅における平均電力が(二)二二デシベル
[略]		[同上]	
[注 略]		[注 同上]	
(三) ・(三) 略		(三) (三) 同上	
17 ~ 12 略		「7 12 同上」	
ニーシングルキャリア		新設」	
1 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。 アクセスシステムの無線局の無線設備	ること。		
•			
(基地局の送信装置			
(1) 一の搬送波を送信する送信装置			
ア 空中線端子(測定に用いることができ	(測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。)		

推問別を欠よ、生言別を女寺戊〇ロい別を女いっ雄奏4 アペン粛こい意 コン川三	コン司友女コンド	(言司を女寺成)っ	臣 惟問引足女よ、た
一〇デシベル	五〇	五〇	五〇
九デシベル	四〇	四〇	
八デシベル	1110	1110	1110
六デシベル	110	110	110
三デシベル	10	10	10
電力の許容値		(MHz 注)	MHz
四 隣接チャネル漏えい	三周波数幅	二離調周波数	ーチャネル間隔

帯域の中心周波数までの差の周波数とする。 推調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定

- する。以下同じ。)を加えた値以下であること。 で中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置に で1010gioN(Nは、一つの搬送波を構成する無線設備の数又は八のいずれか低い値と に1010gioN(Nは、一つの搬送波を構成する無線設備の数又は八のいずれか低い値と に1010gioN(Nは、一つの搬送波を構成する無線設備の数又は八のいずれか低い値と で中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置に
- に九デシベル加えた値以下であること。に九デシベル加えた値以下であること。に九デシベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。にカデンベル加えた値以下であること。
- ② 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置
- も低い周波数より低い周波数における隣接チャネル漏えい電力の許容値7 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最

波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャネル漏えい複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周

電力については、(1)に定める許容値を適用する。

値 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における隣接チャネル漏えい電力の許容

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数におけ

の送信周波数帯域と重複する場合にあっては、当該重複する帯域において規定を適用ずれか高い方を適用する。ただし、隣接チャネル漏えい電力の測定帯域が他の搬送波る隣接チャネル漏えい電力については、各搬送波に応じた()に定める許容値のうちい

陸上移動局の送信装置

一の搬送波を送信する送信装置

離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、同表の 次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ

	MHz)	一 チャネル間隔	四の欄に掲げる隣接チャ
-1		二	イネ
) I	MHz	離調	ル漏え
	(注)	周波数	い電力の
_		三	の許の
) 		周波数幅	谷値以下の値で
_		兀	あ
デンベル	電力の許容値	隣接チャネル漏えい	ること。

- (MHz) チャネル間隔	二 (MIZ) (注)	三 周波数幅	電力の許容値
		10	ニデシベル
011	011	011	三デシベル
		0 11	五デシベル
	四〇	四〇	大デシベル
五〇	五〇	五〇	七デシベル

離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯

域の中心周波数までの差の周波数とする。

複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャネル間隔において、(1)に定める

隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

の隣接チャネル漏えい電力の測定帯域と他の搬送波の隣接チャネル漏えい電力の測定 それぞれの搬送波において、①に定める許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波

帯域が重複する場合にあっては、当該一の搬送波に応じた(1)に定める許容値又は当該

他の搬送波に応じた①に定める許容値のうちいずれか高い方)を適用する。ただし、 隣接チャネル漏えい電力の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合に

あっては、当該重複する帯域において規定を適用しない

基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力 力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域 の許容値以下であること。 一五Ⅲ及び二五Ⅲだけ離れた妨害波(帯域幅が一○Ⅲの変調波とする。)を希望波の定格出 希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五田、

3 無線局の送信装置のフレーム長は、一○ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブ フレーム長は一ミリ秒(一〇サブフレームで一フレーム)であること。また、スロット長 一ミリ秒、○・五ミリ秒又は○・二五ミリ秒のいずれかであること。

4 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

__基地局の送信装置

? 一の搬送波を送信する送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置に

数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、任意の一、〇〇〇㎞の帯あっては、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の下欄に掲げる離調周波

域幅における平均電力が(二)一三デシベル以下の値であること。

チャネル間隔(Mz)	離調周波数(片)(注)
10	一五以上二五未満
110	三〇以上五〇未満
0 11	四五以上七五未満
	六○以上一○○未満
五〇	七五以上一二五未満

- と。 | 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置に | 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置に
- 域幅における平均電力が(一)四デシベル以下の値であること。数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、任意の一、○○○出の帯数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、任意の一、○○○出の帯でした。空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置に
- 2 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置
- | 「日本のでは、1985年 1985年 1

波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度につ複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周

いては、①に定める許容値を適用する。

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における時に送信する複数の搬送波の間の周波数における不要発射の強度の許容値

い方を適用する。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域る不要発射の強度については、各搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいずれか高

二 陸上移動局の送信装置 と重複する場合にあっては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

(1) た周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の 許容値を満たすこと。 次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れ 一の搬送波を送信する送信装置

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数(MHz)	不要発射の強度の許容値
0.1	一○以上□五未満	下 る平均電力が(Ⅰ)Ⅰ三デシベル以 る平均電力が(Ⅰ)Ⅰ三デシベル以
	一五以上二〇未満	下る平均電力が(二)二五デシベル以任意の一、○○○㎞の帯域幅におけ
110	一五以上三〇未満	下る平均電力が(Ⅰ)一三デシベル以る平均電力が(Ⅰ)一三デシベル以
	三〇以上三五未満	下る平均電力が(Ⅰ)二五デシベル以る平均電力が(Ⅰ)二五デシベル以
<u>O 11</u>	二〇以上四五未満	下る平均電力が(Ⅰ)一三デシベル以任意の一、○○○㎞の帯域幅におけ
		下る平均電力が(二)二五デシベル以任意の一、○○○㎞の帯域幅におけ
	二五以上六〇未満	下 る平均電力が(二) 一三デシベル以 る平均電力が(二) 一三デシベル以
	六○以上六五未満	下 任意の一、○○○比の帯域幅におけ

注			五〇
離調周波数は、			
送信周			
周波数帯域の中心周波	七五以上八○未満		三〇以上七五未満
送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心	任意の一、○○○ 出の帯域幅におけ	下	る平均電力が (一) 一三デシベル以任意の一、○○○はの帯域幅におけ
心			

周波数までの差の周波数とする。

複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

許容値を適用する。 隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャネル間隔において、(1)に定める

隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

合にあっては、当該一の搬送波に応じた(1)に定める許容値又は当該他の搬送波に応じ の不要発射の強度の測定帯域と他の搬送波の不要発射の強度の測定帯域が重複する場 それぞれの搬送波において、①に定める許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波

測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合にあっては、当該重複する帯 域において規定を適用しない。 た(1)に定める許容値のうちいずれか高い方)を適用する。ただし、不要発射の強度の

一 基地局の送信装置一 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 基地局の送信装置

一の搬送波を送信する送信装置

掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。 あっては、次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置に

打し、三国教具の部分の言が作る対方。	
周波数帯	不要発射の強度の許容値
九kH以上一五○kHz kHz	任意の一畑の帯域幅における平均電力が
	(一) 一三デシベル以下
一五〇kl以上三〇kl未満	任意の一〇HLの帯域幅における平均電力が
	(一) 一三デシベル以下
三〇畑以上一、〇〇〇畑未満	任意の一〇〇씺の帯域幅における平均電力
	が(二)一三デシベル以下
一、〇〇〇㎡以上二、五〇五㎡未満	任意の一、〇〇〇比の帯域幅における平均
	電力が(二)一三デシベル以下

電力が(二)一三デシベル以下	
任意の一、〇〇〇朏の帯域幅における平均	一、六五五ML以上
電力が(一)一三デシベル以下	
任意の一、○○○比の帯域幅における平均	一、五三五朏以上二、六五五朏未满
電力が(二)四二デシベル以下	
任意の一、〇〇〇HZの帯域幅における平均	二、五〇五HL以上二、五三五HL未満 1

- 注 二、五三五船以上二、六五五船未満の周波数帯域の中心周波数から二五船とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二五船とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七五船以上、四〇船をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七五船以上、四〇船をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七五船以上、四〇船をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一〇〇船以上及び五〇船をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数帯に限り適用する。
- を適用する。 全空中線端子の不要発射の総和に対して、アに定める許容値に101ogioNを加えた値全空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備
- アに定める許容値に九デシベルを加えた値を適用する。空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備
- 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置
- も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度の許容値同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最
- 波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度につ複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周
- いては、(1)に定める許容値を適用する。
- 複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数におけ同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における不要発射の強度の許容値
- ない。| 及び帯域外領域と重複する場合にあっては、当該重複する帯域において規定を適用し及び帯域外領域と重複する場合にあっては、当該重複する帯域において規定を適用しい方を適用する。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域る不要発射の強度については、各搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいずれか高

陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

発射の強度の許容値を満たすこと。 次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要

電力が (こ) 一三ラミ アリコ	
電力が(こ)ーミデノドレ以下 任意の一、○○○kkの帯域幅における平均	二、六五五MHZ以上
電力が(二)三〇デシベル以下 任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均	二、五三五趾以上二、六五五趾未満
電力が(二)二五デシベル以下 任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均	二、五三〇世以上二、五三五Hz未満
電力が(二)三○デシベル以下任意の一、○○○朏の帯域幅における平均	一、五〇五趾以上二、五三〇趾未満
電力が(二)一三デシベル以下 任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均	一、〇〇〇HZ以上二、五〇五HZ未満
が(一)一三デシベル以下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三〇HZ以上一、〇〇〇HZ未満
任意の一○賦の帯域幅における平均電力が	一五○战以上三○战未満
任意の一朏の帯域幅における平均電力が	九klz以上一五〇klz未満
不要発射の強度の許容値	周波数帯

国のでは送信周波数帯域の中心周波数から八〇HL以上となる周波数帯に限り適用する。いては、一〇HLをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から五〇HL以上、四〇HLをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から五〇HL以上、四〇HLをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から六五HL以上及び五〇HLをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から八〇HL以上となる周波数帯域の中心周波数には、一〇HLをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から八〇HL以上となる周波数帯に限り適用する。

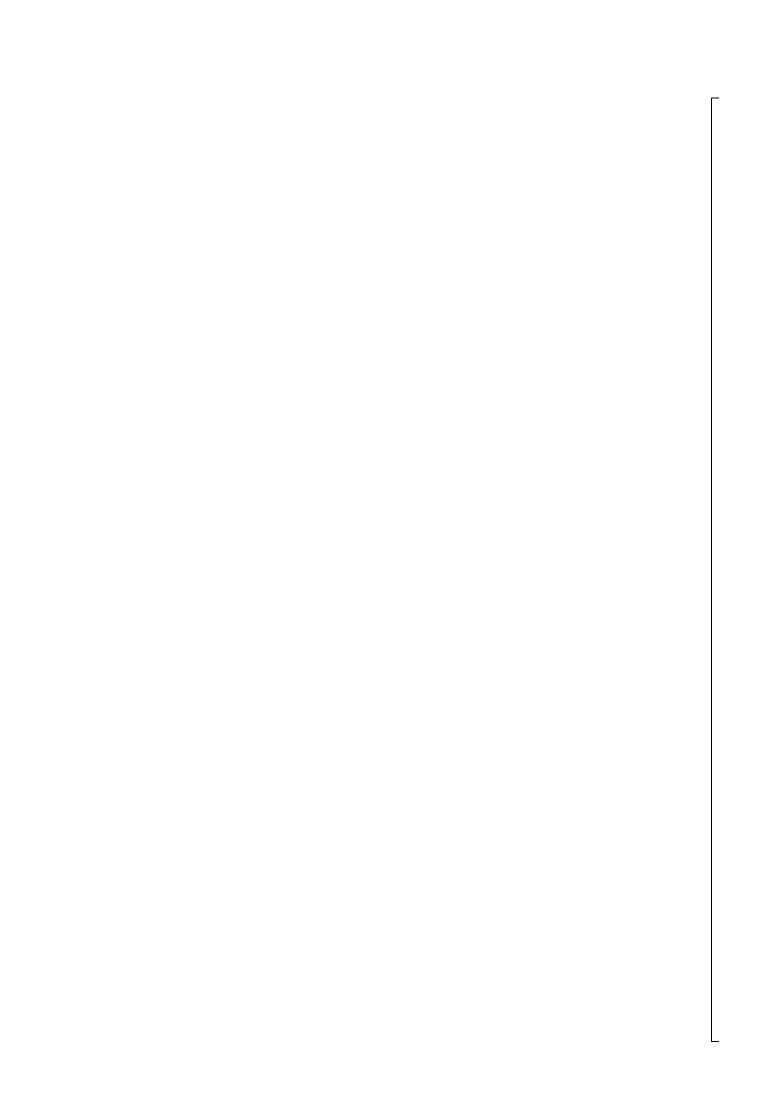
) 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

許容値を適用する。 隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャネル間隔において、⑴に定める

7 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

は、当該重複する帯域において規定を適用しない。
度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域及び帯域外領域と重複する場合にあってそれぞれの搬送波において、①に定める許容値を適用する。ただし、不要発射の強



附則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

1

(経過措置)

2 ک \mathcal{O} 告 示 0) 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 免 許 若 L < は 予 備 免 許 を受け、 又 は 免 許 を 申 請 L 7 7 る 無 線 設 備 規 則 第

兀 + 九 条 \mathcal{O} + 九 に 規 定 す る 無 線 局 \mathcal{O} 無 線 設 備 \mathcal{O} 条 件 に 0 1 て は ک \mathcal{O} 告 示 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 告 示

 \mathcal{O}

規 定 12 カン か わ 5 ず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る こと が で き る。

3 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 受 け 7 1 る 無 線 設 備 規 則 第 兀 + 九 条 の 二 十 九 に 規 定 す る 無 線 局 \mathcal{O} 無 線 設

備 12 係 る 電 波 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 三 + 号) 第三 + 八 条 0) \mathcal{O} 第 項 に 規 定 す る 技 術 基 準

適 合 証 明 又 は 同 法 第三 + 八 条 の <u>-</u> 十 兀 第 項 に 規 定 す る 工 事 設 計 認 証 以 下 技 術 基 準 適 合 証

明

等 کے 1 う。 は、 ک \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 後 に お 7 て ŧ, な お そ \mathcal{O} 劾 力 を 有 す る。

4 \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に さ れ 7 1 る 無 線 設 備 規 則 第 兀 + 九 条 \mathcal{O} + 九 に 規 定 す る 無 線 局 \mathcal{O} 無 線 設

備 に 係 る 技 術 基 準 適 合 証 明 等 \mathcal{O} 求 \Diamond \mathcal{O} 審 査 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

5 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る <u>こ</u>と とさ れ る 審 査 に ょ り 無 線 局 \mathcal{O} 無 線 設 備 が 受 け た 技 術 基

準 適 合 証 明 等 は \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 施 行 後 に お 1 7 ŧ, な お そ 0) 効 力 を 有 す る。